平成２３年（フ）第３５４８号
東京都杉並区成田東２丁目30―11
債務者　林　　敏也
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５４９号
東京都江東区冬木10―19、住民票上の住所東京都江東区木場３丁目10―７―808　山上方
債務者　平山　由香
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５７２号
東京都八王子市左入町414―１
債務者　沖田　雅弘
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５７５号
東京都立川市幸町４丁目59―４―203
債務者　梅津喜三郎
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５８６号
神奈川県横浜市港北区高田東１丁目１―25向田荘１階Ｂ号
債務者　青柳　瑞子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５９６号
埼玉県蕨市錦町１丁目３－８―105
債務者　津島　裕美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４５２号
横浜市戸塚区上倉田町359　セティオ一番館103、住民票上の住所横浜市戸塚区原宿５丁目11番32号
債務者　森　　義正
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５３号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番３―305号
債務者　森　ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６６号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目14番45号　ハイツ大久保101
債務者　櫻井　　寛
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６７号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目14番45号　ハイツ大久保101
債務者　櫻井　和弘
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４８号
神奈川県大和市下鶴間２丁目５番30―107号
債務者　藤井　　昭
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８７号
神奈川県鎌倉市大船６丁目４番57―205号
債務者　中澤　真紀（旧姓瓜生）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９５号
神奈川県鎌倉市材木座３丁目７番21号　２Ｆ
債務者　木村久美子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２３号
横浜市戸塚区矢部町969番地30　ニューライフ戸塚202号
債務者　貝藤　直祐
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４５号
横浜市南区榎町２丁目66番地３　クリオ蒔田壱番館304
債務者　枝松真理子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７０号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区１棟604号
債務者　足立　泰盛
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部